



つぎのアタリマエをつくる

Net Protections HD

株式会社ネットプロテクションズホールディングス  
証券コード：7383

## 第4期 定時株主総会招集ご通知

### 開催概要

#### 日時

2022年6月29日（水曜日）  
午前10時（開場：午前9時30分）

#### 場所

ベルサール半蔵門  
東京都千代田区麴町1丁目6番地4  
住友不動産半蔵門駅前ビル2階

### 決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
- 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

### 新型コロナウイルス感染症対策へのご協力・オンライン参加ご活用のご願い

- ご来場時は、検温やマスクの着用、手指消毒など、新型コロナウイルス感染症拡大防止にご協力をお願いいたします。また、37.5度以上の熱、咳、倦怠感などの症状のある方は、ご来場をお控えください。
- 本株主総会は、オンラインにてご視聴いただけます。ぜひ事前にインターネットまたは書面にて議決権を行使された上で、インターネット経由でご参加ください。
- 今後の状況により、本株主総会における対応に変更が生じる場合、当社ウェブサイトに掲載いたします。

## 株主の皆さまへ

株主・投資家の皆さまには平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当社グループは「つぎのアタリマエをつくる」をミッションに、事業及び組織の両面で革新的な仕組みを作り、それを広げていくことを目指しています。

当社は2021年12月15日、東京証券取引所市場第一部に上場し、2022年4月4日より当社の上場市場はプライム市場となりました。これまでの皆さまのご支援、ご高配に心より感謝申し上げます。

株式上場を機に役職員一同、決意を新たに、企業価値の持続的な向上を目指すとともに、ステークホルダーの皆さまの期待にお応えすべく努力を重ねてまいります。

当社グループは、2002年に「NP後払い」の提供をスタートし、Buy Now, Pay Later (BNPL) のリーディングカンパニーとして日本国内の後払い決済市場を20年以上にわたり牽引してまいりました。

BtoC・BtoB、さらに海外においても、資金回収のリスクや手間を当社が負担することで、安全でスムーズな商取引を実現し、社会全体の生産性向上を図ってまいります。

対象となりうる市場はまだまだ膨大に存在します。上場で得られた信用力を活かしながら、さらなる事業の加速を図ってまいります。

株主の皆さまにおかれましては、今後とも一層のご支援とご鞭撻を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。



代表取締役社長  
柴田 紳

証券コード 7383  
2022年6月14日

株 主 各 位

東京都千代田区麹町四丁目2番地6  
株式会社ネットプロテクションズホールディングス  
代表取締役社長 柴 田 紳

### 第4期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第4期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、本株主総会につきましては、株主総会当日のご来場ではなく、書面又はインターネット等による議決権のご行使を推奨しています。書面又はインターネット等による議決権行使をされる場合には、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、「議決権行使についてのご案内」に従って、2022年6月28日（火曜日）の当社営業時間終了時（午後6時）までに議決権行使をしていただきますよう、お願い申し上げます。なお、株主総会の模様については、ウェブサイトにおいてライブ配信いたしますので、当日はご来場に代えてインターネットでご視聴いただくことが可能です。

敬具

記

1. 日 時 2022年6月29日（水曜日）午前10時

2. 場 所 東京都千代田区麹町1丁目6番地4  
住友不動産半蔵門駅前ビル 2階 ベルサール半蔵門  
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

#### 3. 目的事項 報告事項

1. 第4期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第4期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類報告の件

#### 決議事項

第1号議案  
第2号議案  
第3号議案  
第4号議案  
第5号議案

定款一部変更の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

監査等委員である取締役3名選任の件

補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

以 上

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

- ・当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、議事資料として本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- ・第4期定時株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、次にあげる事項については、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://corp.netprotections.com/ir/>) に掲載していますので、本招集ご通知の提供書面には記載していません。
  - ① 事業報告「新株予約権等の状況」「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
  - ② 計算書類「株主資本等変動計算書」「個別注記表」
- ・本招集ご通知の提供書面に記載しています事業報告及び計算書類は、会計監査人又は監査等委員会が会計監査報告又は監査報告の作成に際して監査した事業報告及び計算書類の一部です。
- ・株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項を上記の当社ウェブサイトに掲載し周知させていただきます。

## 【株主総会オンライン配信のご案内】

株主総会の模様については、ウェブサイトにおいてライブ配信いたします。

配信日時：2022年6月29日(水曜日)午前10時から株主総会終了時刻まで

お手元の議決権行使書用紙をご確認いただきながら、下記ログインページより必要事項をご入力いただき、ログインをお願いいたします。

オンライン配信ログインページ：<https://7383.ksoukai.jp>

必要事項（議決権行使書用紙に記載された以下の事項をご確認ください。）

・ID：株主番号（9桁の半角数字）

※議決権行使書を投函する前に、必ずお手元にお控えください。

・パスワード：郵便番号（ハイフンを除いた7桁の半角数字）

また、ライブ配信の映像につきましては、株主総会日の翌営業日以降1か月間、株主総会中の質疑を割愛したうえで事後配信を行います。

### ※ご留意事項

- ・本ライブ配信をご視聴いただくことは、会社法上、株主総会への出席とは認められないため、議決権の行使やご質問を含めた一切のご発言を行なっていただくことはできません。議決権につきましては、4～5頁にてご案内の方法により事前に行ってくださいようお願い申し上げます。
- ・ご視聴は、株主様ご本人のみに限定させていただきます。ID及びパスワードの第三者への提供は固くお断りいたします。
- ・ライブ配信の撮影・録画・録音・保存及びSNS等への公開等は、固くお断りいたします。
- ・インターネットの通信環境等により、映像及び音声の乱れ、配信の中断等の不具合が生じる場合がございますので、予めご了承ください。
- ・ご使用の機器やネットワーク環境によっては、ご視聴いただけない場合がございます。
- ・視聴用ウェブサイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金、通信料金等）は、株主様のご負担となります。
- ・ライブ配信用の会場の撮影につきましては、株主様のプライバシー等に配慮し議長席及び役員席付近のみとさせていただきますが、やむを得ず株主様が映り込んでしまう場合がございますので、予めご了承ください。



## 議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。  
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



### 株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2022年6月29日(水曜日)  
午前10時(受付開始:午前9時30分)



### 書面(郵送)で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2022年6月28日(火曜日)  
午後6時到着分まで



### インターネット等で議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2022年6月28日(火曜日)  
午後6時入力完了分まで

## 議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 個

御中

××××年 ×月××日

○○○○○○○

1. \_\_\_\_\_

2. \_\_\_\_\_

3. \_\_\_\_\_

4. \_\_\_\_\_

スマートフォン用  
議決権行使  
ウェブサイト  
ログインQRコード

見本

○○○○○○○

こちらに議案の賛否をご記入ください。

#### 第1・4・5号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

#### 第2・3号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

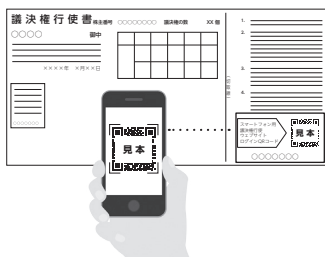
書面(郵送)及びインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

# インターネット等による議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

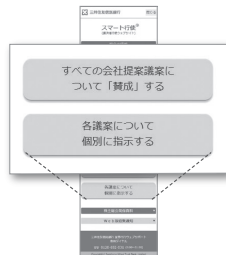
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



**「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。**

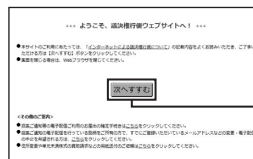
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

## 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

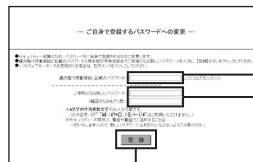
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネット等による議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル  
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)  
(受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

## 第1号議案 定款一部変更の件

### 1. 変更の理由

- (1) 2021年6月16日に「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」（令和3年法律第70号）が施行され、上場会社において、定款に定めることにより一定条件のもと、場所の定めのない株主総会（いわゆるバーチャルオンリー株主総会）の開催が可能となりました。当社といたしまして、感染症や大規模自然災害発生時や、社会全体のデジタル化の進展等も念頭に、選択可能な株主総会の開催方法を拡充することが株主の皆様の利益に資すると考え、当社定款第14条を変更するものです。また、本変更の効力は、本総会でのご承認に加え、産業競争力強化法及び「産業競争力強化法に基づく場所の定めのない株主総会に関する省令」（令和3年法務省・経済産業省令第1号）で定めるところにより、株主の利益の確保に配慮しつつ産業競争力を強化することに資する場合として経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて経済産業大臣及び法務大臣の確認（以下「本確認」という。）を受けることを条件として、本確認を受けた日をもって生じるものとします。したがって、本確認に関する附則を設けるものです。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものです。
- ① 変更案第16条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものです。
  - ② 変更案第16条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものです。
  - ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第16条）は不要となるため、これを削除するものです。
  - ④ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものです。

### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりです。

（下線部分は変更箇所を示しています。）

現 行 定 款	変 更 案
第1条～第13条（条文省略） （招集）	第1条～第13条（現行どおり） （招集）
第14条 定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3ヵ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に随時招集する。 （新設）	第14条 定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3ヵ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に随時招集する。 <u>2. 当社は、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる。</u>



現 行 定 款	変 更 案
<p>第15条 (条文省略)  <u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u>            第16条 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令の定めるところに従い、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。            (新設)</p>	<p>第15条 (現行どおり)  <u>(電子提供措置等)</u>            第16条 当社は、株主総会の招集に際し、会社法第325条の2に定める電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>
<p>第17条～第45条 (条文省略)            (新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>第17条～第45条 (現行どおり)  <u>(株主総会の招集に関する経過措置)</u>            第46条 定款第14条第2項の変更は、産業競争力強化法及び経済産業省令・法務省令で定めるところにより、当社が実施する場所の定めのない株主総会が、経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けた日を効力発生日とし、本条の規定は、効力発生日経過後、これを削除する。  <u>(電子提供措置等に関する経過措置)</u></p>
	<p>第47条 定款第16条の変更は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日(以下「施行日」という。)から効力を生ずるものとする。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前の定款第16条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)はなお効力を有する。</p> <p>3. 本条の規定は、施行日から6カ月を経過した日または前項の株主総会の日から3カ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>


## 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の効率化のため、取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名の選任をお願いするものです。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会は特段の意見がない旨を確認しています。


取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりです。

候補者 番号	氏名	取締役候補者属性	現在の当社における地位及び担当	取締役会出席状況		
1	柴田 紳	再任	代表取締役社長	100% (20/20回)		
2	鈴木 史朗	再任	取締役CTO	100% (20/20回)		
3	渡邊 一治	再任	取締役CFO	100% (20/20回)		
4	藤沢 久美	再任	社外	独立	社外取締役 指名・報酬委員長	100% (20/20回)
5	永井 良二	再任	社外	社外取締役	100% (20/20回)	

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社の株式数
1	 <p>しば た しん 柴 田 紳 (1975年8月1日生)</p>	<p>1998年4月 日商岩井(株)入社                  2001年5月 I T X(株)入社                  2001年11月 (株)ネットプロテクションズ (旧ネットプロ                  テクションズ) 出向取締役                  2004年4月 (株)ネットプロテクションズ (旧ネットプロ                  テクションズ) 代表取締役                  2004年8月 I T X(株)退社                  (株)ネットプロテクションズ (旧ネットプロ                  テクションズ) 転籍                  2018年5月 (株)ネットプロテクションズ代表取締役社長                  (現任)                  2018年7月 当社 代表取締役社長 (現任)                  2021年5月 恩沛科技股份有限公司 董事長                  2022年2月 恩沛科技股份有限公司 董事 (現任)</p>	3,200,000株
<p><b>【取締役候補者とした理由】</b>                  当社グループを後払い決済サービスのリーディングカンパニーへと成長させてきた豊富な経験や知見、及び当社グループを牽引してきたソートリーダーシップを活かし、今後も代表取締役社長として、経営管理を適切に遂行し、当社グループのさらなる成長と企業価値向上に資することを期待し、当社グループのさらなる発展のため、引き続き選任をお願いするものです。</p>			

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式 数
2	 <p>すずき しろう 鈴木 史郎 (1971年10月10日生)</p>	<p>1996年 4月 (株)構造計画研究所入社  2000年 1月 ニチメンデータシステム(株) (現(株)テクマトリックス) 入社  2002年11月 (株)ネットプロテクションズ (旧ネットプロテクションズ) 入社  2004年 6月 (株)ネットプロテクションズ (旧ネットプロテクションズ) 取締役  2018年 5月 (株)ネットプロテクションズ取締役CTO (現任)  2018年 7月 当社 取締役CTO (現任)</p>	1,440,000株
<p><b>【取締役候補者とした理由】</b>  当社グループのITシステム領域・データサイエンス領域において、創業期より事業に寄与するシステムの開発・運用を行ってきた豊富な経験と知見を活かし、今後も同領域を牽引し、また後継になるような人材を育てることを期待し、引き続き選任をお願いするものです。</p>			
3	 <p>わたなべ かずはる 渡邊 一治 (1961年10月23日生)</p>	<p>1984年 4月 朝日監査法人 (現有限責任あずさ監査法人) 入社  1994年10月 朝日アーサーアンダーセン(株)入社  2003年 6月 (株)ディスコ入社  2009年11月 (株)スクウェア・エニックス入社  2013年 6月 (株)スクウェア・エニックス・ホールディングス入社 CFO  2013年11月 (株)タイトー取締役  2018年 4月 (株)スクウェア・エニックス取締役  2020年 7月 (株)ネットプロテクションズ 入社 執行役員 CFO  2020年 7月 当社 執行役員CFO  2021年 6月 (株)ネットプロテクションズ 取締役CFO (現任)  2021年 6月 当社 取締役CFO (現任)</p>	—
<p><b>【取締役候補者とした理由】</b>  複数の会社のCFO、及び公認会計士としての、経営企画・会計に関する豊富な経験と見識を当社経営に活かし、当社グループの会計全般に関して、会社としてさらに盤石な基盤を作り、また組織を拡大しつつ後継の育成を進めていくことを期待し、引き続き選任をお願いするものです。</p>			

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社の株式数
4	 <p data-bbox="269 636 503 704">ふじさわ くみ 藤 沢 久 美 (1967年3月15日生)</p> <div data-bbox="346 745 427 783" style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">社外</div>	<p>1989年4月 国際投信委託(株)入社                      1991年9月 シュローダー投信(株)入社                      1995年4月 (株)アイフィス代表取締役                      2000年6月 (株)ソフィアバンクディレクター                      2004年2月 (株)ソフィアバンク副代表                      2004年6月 一般社団法人投資信託協会理事 (現任)                      2004年11月 (株)ソフィアバンク取締役                      2011年6月 日本証券業協会公益理事 (現任)                      2013年1月 (株)ソフィアバンク代表取締役                      2013年6月 (株)静岡銀行社外取締役 (現任)                      2014年6月 豊田通商(株)社外取締役 (現任)                      2016年5月 (株)クリーク・アンド・リバー社外取締役                      2018年2月 (株)CAMPFIRE社外取締役                      2018年7月 日本投資者保護基金理事 (現任)                      2018年10月 当社 社外取締役 (現任)                      2020年3月 学校法人神石高原学園理理事 (現任)                                        一般社団法人ジャパン・グローバル・リ                                        サーチセンター理事長                      2021年1月 セルソース(株)社外取締役 (現任)                      2021年4月 一般社団法人ジャパン・フィランソロピ                                        ック・アドバイザー理事 (現任)                      2021年10月 (株)Ridilover監査役 (現任)                      2021年12月 当社指名・報酬委員長 (現任)</p>	-
<p><b>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</b></p> <p>会社経営者及び複数の会社の社外役員等としての長年の経験と見識を当社経営に反映し、業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点で提言をいただいています。今後も、経験及び見識に基づき、取締役会の監督機能の強化、及び公正で透明性の高い経営の実現に資する意見や指導をいただくことを期待し、引き続き選任をお願いするものです。</p>			

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
5	 <p data-bbox="269 444 503 515">ながい りょうじ 永井良二 (1966年9月25日生)</p> <div data-bbox="346 530 427 568" style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">社外</div>	<p>1990年4月 リコーリース(株)入社</p> <p>2015年4月 同社 金融サービス事業部 決済ソリューション営業部長</p> <p>2019年4月 同社 経営管理本部 経営企画部長</p> <p>2019年6月 当社 社外取締役 (現任)</p> <p>2021年10月 リコーリース(株) ソーシャルイノベーション本部 決済ソリューション部 部長 (現任)</p>	-
<p><b>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</b></p> <p>事業経営及び経営管理に係る豊富な経験及び高い見識を、当社に活かしていただいています。今後も、経験及び見識に基づき、取締役会の監督機能の強化、及び公正で透明性の高い経営の実現に資する意見や指導をいただくことを期待し、引き続き選任をお願いするものです。なお、永井良二氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しています。</p>			

- (注) 1. 藤沢久美氏の戸籍上の氏名は、角田久美です。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 社外印は、社外取締役候補者です。
4. 藤沢久美氏及び永井良二氏は、現在、当社の社外取締役ですが、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって藤沢久美氏が3年8か月、永井良二氏が3年となります。
5. 当社は、藤沢久美氏及び永井良二氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額としています。両氏の選任が承認された場合、当社は両氏との間で、同内容の責任限定契約を継続する予定です。
6. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者がその職務の執行に関して責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により補填することとしています。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填されないなど、一定の免責事由があります。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は各候補者の任期途中の次回更新時においても同内容での更新を予定しています。
7. 「旧ネットプロテクションズ」と表記しました会社は、2018年5月に、現 株式会社ネットプロテクションズ (旧商号株式会社NPホールディングス) と合併し、消滅しています。
8. 当社は、藤沢久美氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出しています。同氏が再任された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定です。

### 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものです。


なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ています。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりです。

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
1	 みうら しゅんいち 三浦 俊一 (1950年11月11日生) 社外	1973年4月 伊藤忠商事(株)入社 1996年3月 伊藤忠インターナショナル(株)（ニューヨーク）為替証券室長 2003年6月 伊藤忠ファイナンス(株)取締役 2007年3月 F Xプライム(株)代表取締役社長 2011年5月 ポケットカード(株)取締役副社長 2015年1月 (株)ネットプロテクションズ（旧ネットプロテクションズ）顧問 2015年6月 (株)ネットプロテクションズ（旧ネットプロテクションズ）監査役 2018年5月 (株)ネットプロテクションズ監査役（現任） 2018年7月 当社（旧NPホールディングス）監査役 2018年10月 当社社外取締役（監査等委員）（現任）	—
<p><b>【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</b></p> <p>当社と同業種の事業経営に係る豊富な経験及び高い見識を当社における監査に活かしていただいています。今後も、経験及び見識に基づき、取締役会の監督機能の強化、及び公正で透明性の高い経営の実現に資する意見や指導をいただくことを期待し、引き続き選任をお願いするものです。</p>			

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社の株式数
2	 <p data-bbox="266 586 505 651">さ と う ゆ き 佐 藤 有 紀 (1977年5月27日生)</p> <div data-bbox="346 666 427 701" style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">社外</div>	<p>2005年10月 山本綜合法律事務所（現山本・柴崎法律事務所）入</p> <p>2006年 5月 ホワイト&amp;ケース法律事務所 White &amp; Case LLP入所</p> <p>2013年10月 弁護士法人苗村法律事務所（2014年12月～2016年11月まで弁護士法人虎門中央法律事務所）社員</p> <p>2015年 5月 (株)はてな社外監査役（現任）</p> <p>2016年 6月 (株)ZUU社外監査役</p> <p>2016年 9月 (株)ディー・エル・イー社外監査役（現任）</p> <p>2016年12月 King &amp; Wood Mallesons法律事務所・外国共同事業パートナー</p> <p>2018年10月 当社社外取締役（監査等委員）（現任）</p> <p>2019年 1月 創・佐藤法律事務所入所（現任）</p> <p>2020年 6月 弁護士法人 創・佐藤法律事務所代表弁護士（現任）</p> <p>2021年11月 (株)ココナラ社外取締役（現任）</p>	—
<p><b>【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</b></p> <p>弁護士としての豊富な経験と高い見識及び他社において監査役を歴任された経験を当社における監査に活かしていただいています。今後も、経験及び見識に基づき、取締役会の監督機能の強化、及び公正で透明性の高い経営の実現に資する意見や指導をいただくことを期待し、引き続き選任をお願いするものです。なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しています。</p>			



候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
3	 <p data-bbox="266 727 508 792">いちかわ ゆうすけ 市川 雄介 (1975年8月20日生)</p> <div data-bbox="347 810 429 843" style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">社外</div>	<p>1998年4月 (株)日本興業銀行入行                  2003年3月 (株)アドバンテッジパートナーズ入社 (現任)                  2012年1月 (株)メガネスーパー取締役                  2012年5月 (株)メガネスーパー取締役兼執行役員                  2016年2月 イチボシ(株)取締役                  2016年7月 (株)ネットプロテクションズ (旧ネットプロテクションズ) 取締役                  2017年1月 (株)おいしいプロモーション (現 オイシーズ(株)) 代表取締役                  2017年4月 イチボシ(株)代表取締役                  2017年11月 (株)ビジョナリーホールディングス取締役                  2018年5月 (株)ネットプロテクションズ取締役 (現任)                  2018年6月 (株)日本銘菓総本舗代表取締役                  2018年7月 当社 (旧NPホールディングス) 取締役                  2018年8月 (株)庫や取締役 (現任)                  2018年10月 当社社外取締役 (監査等委員) (現任)                  2019年3月 マテリアルグループ(株)取締役 (現任)                  2019年11月 (株)ワールドコーポレーション取締役 (現任)                  2020年3月 (株)日本銘菓総本舗取締役 (現任)                  2020年11月 (株)おいしいプロモーション (現 オイシーズ(株)) 取締役 (現任)                  2020年12月 (株)キット取締役 (現任)                  2021年8月 (株)ミライサイテキグループ代表取締役 (現任)                  2021年10月 (株)ネオ・ホールディングス代表取締役                  2021年12月 (株)ネオ・ホールディングス取締役 (現任)</p>	-
<p><b>【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</b></p> <p>事業運営及び経営指導に係る豊富な経験及び高い見識を当社に活かしていただいています。今後も、経験及び見識に基づき、取締役会の監督機能の強化、及び公正で透明性の高い経営の実現に資する意見や指導をいただくことを期待し、引き続き選任をお願いするものです。</p>			


- (注) 1. 佐藤有紀氏の戸籍上の氏名は、砂田有紀です。
2. 市川雄介氏の戸籍上の氏名は、小坂雄介です。
3. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
4. 社外印は、社外取締役候補者です。
5. 三浦俊一氏、佐藤有紀氏及び市川雄介氏は、現在、当社の監査等委員である社外取締役ですが、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもっていずれも3年8か月となります。
6. 当社は、三浦俊一氏、佐藤有紀氏及び市川雄介氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額としています。3氏の選任が承認された場合、当社は3氏との間で、同内容の責任限定契約を継続する予定です。
7. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社監査等委員である取締役を含む被保険者がその職務の執行に関して責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により補填することとしています。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填されないなど、一定の免責事由があります。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は各候補者の任期途中の次回更新時においても同内容での更新を予定しています。
8. 「旧ネットプロテクションズ」と表記しました会社は、2018年5月に、現 株式会社ネットプロテクションズ（旧商号株式会社NPホールディングス）と合併し、消滅しています。
9. 当社は、三浦俊一氏及び佐藤有紀氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ています。両氏が再任された場合は、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定です。

#### 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役が法令に定めた員数を欠くこととなる場合に備え、すべての監査等委員である取締役の補欠として、予め補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものです。また、本選任の効力につきましては、就任前に限り、監査等委員会の同意を得て、取締役会の決議により、その選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

なお、本議案の提出につきましては、監査等委員会の同意を得ています。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりです。

ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
 <p>おのの 直志 大野直志 (1960年3月14日生)</p>	<p>1982年4月 日本開発銀行（現 ㈱日本政策投資銀行）入行 1990年7月 大蔵省銀行局保険部保険一課出向（～1992年6月） 2012年4月 KDDI(株)グローバル事業本部出向 2014年6月 KDDI エンジニアリング(株) 常勤監査役 2018年4月 auじぶん銀行(株) 常勤監査役（2022年6月退任予定）</p>	—
<p><b>【補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び役割の概要】</b> 当社と同業種の事業運営及び監査に係る豊富な経験と高い見識を当社における監査に活かしていただき、取締役会の監督機能の強化、及び公正で透明性の高い経営の実現に資する意見や指導をいただくことを期待しています。</p>		

- (注) 1. 大野直志氏と当社との間には特別の利害関係はありません。  
2. 大野直志氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者です。  
3. 大野直志氏が監査等委員である取締役に就任した場合には、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定です。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額とします。  
4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社の監査等委員である取締役を含む被保険者がその職務の執行に関して責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により補填することとしています。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填されないなど、一定の免責事由があります。大野直志氏が監査等委員である取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しています。  
5. 大野直志氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏が監査等委員である取締役に就任した場合、同氏を独立役員とする予定です。

## 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額は、2019年6月21日開催の第1期定時株主総会において、金銭報酬として年額2億円以内と決議していますが、今般、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、対象取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠で、対象取締役に対し、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することにつきご承認をお願いするものです。

本議案に基づき対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額12百万円以内といたします。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により生ずる金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる普通株式の総数は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる数として年24,000株以内（ただし、本議案の決議の日以降、当社の普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整する。）とし、1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定します。また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定するものとします。

当社は、2021年3月開催の取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を事業報告32頁に記載のとおり定めていますが、2022年5月30日開催の取締役会において、本議案が原案どおり承認されることを条件として、事業報告33頁に記載のとおり変更することを決議しています。本制度の導入目的は上記に記載のとおりであり、本制度は当該方針に沿っており、また、上記のとおり、本割当株式（以下で定義する。）の払込金額は特に有利とならない範囲の金額とし、希釈化率も軽微であることから、本議案及び本制度の内容は相当なものであると判断しています。

なお、第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、対象取締役は3名となります。

これによる当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、概要、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結するものとします。

### (1)譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当を受けた日から退任する日までの間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。なお、本議案において「退任」とは、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）、その他当社取締役会で定める地位のいずれでもなくなったことをいい、以下同様とする。

### (2)譲渡制限の解除

当社は、対象取締役の退任が当社の取締役会が正当と認める理由による退任であることを条件として、本割当株式の全部（ただし、下記(3)②により本割当株式の全部又は一部を当社が無償取得する場合にはその無償取得後の残部）について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

### (3)本割当株式の無償取得

①当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記(2)の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

②また、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、当社の取締役会が別途定める期間（以下「役務提供期間」という。）の満了前に当社の取締役を退任した場合には、当社取締役会が役務提供期間の残存期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式を当社が無償取得することができるほか、非違行為があった場合等、本割当契約で定める一定の事由に該当した場合には、当社は、本割当株式の全部又は一部を無償で取得することができる。

### (4)組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の効力発生日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、この場合、当社は、譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

### (5)その他取締役会で定める事項

上記のほか、本割当契約における意思表示及び通知の方法、本割当契約の改定の方法、その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。

なお、本制度により対象取締役に割り当てられた株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、当社が定める証券会社に対象取締役が開設する専用口座で管理される予定です。

以 上

(提供書面)

## 事業報告

(2021年4月1日から)  
(2022年3月31日まで)

### 1. 当社グループの現況

#### (1) 当事業年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

当社グループが属するECの国内市場規模は、経済産業省「令和2年度産業経済研究委託事業（電子商取引に関する市場調査）（2021年7月公表）」によりますと、BtoC市場が2020年で19.3兆円（前年比0.4%減）、BtoB市場が334.9兆円（前年比5.1%減）、CtoC市場が1.9兆円（前年比12.5%増）となっています。このような状況の下、当社はプラットフォーム型ビジネスの展開を事業コンセプトに据え、決済ソリューション事業として、BtoC取引向けサービスの「NP後払い」、「atone」及び「AFTEE」、並びにBtoB取引向けサービスの「NP掛け払い」のサービス構築及び普及に力を注いでまいりました。

営業活動におきましては、新規加盟店の獲得を目的に、大手EC事業者及び他決済プラットフォームとのサービス連携を積極的に推進してまいりました。また、BNPL（Buy Now Pay Later）以外の決済・他金融、リテール等の分野で国内トップクラスのネットワークを有するパートナーとのアライアンスを戦略の主軸に据え、提携の拡大に取り組んでまいりました。ディープラーニングを活用した即時に与信判断が可能な与信システムを開発したことで、新規案件の獲得は順調に進んでいます。

当社グループでは、経営上の重要指標として、年間取扱高（GMV：当社グループ決済サービスの流通取引総額）を掲げており、過去2年間におけるサービス別の年間取扱高の推移は以下のとおりです。



## (サービス別年間取扱高)

サービスの名称		第3期連結会計年度 (自2020年4月1日 至2021年3月31日)	第4期連結会計年度 (自2021年4月1日 至2022年3月31日)
BtoC取引向け サービス	取扱高 (百万円)	362,871	374,606
	前期比 (%)	120.0	103.2
BtoB取引向け サービス	取扱高 (百万円)	75,281	97,982
	前期比 (%)	127.1	130.2
当社グループ 全体	取扱高 (百万円)	438,152	472,589
	前期比 (%)	121.1	107.9

当社グループの加盟店数は数万社にわたるため、特定加盟店への依存度が低い一方で、マクロ環境の変化を通じたEC・決済市場への影響を受けやすい事業構造となっています。

BtoC取引向けサービスにつきましては、当社加盟店が主に属する美容・健康・衣料関連業界において、前期に新型コロナウイルス感染症の影響を受けたEC消費の大幅増加がございましたが、当期においてはその反動により一時的な消費の鈍化が生じました。加えて当期下半期において、薬機法（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律）の一部改正に伴い美容・健康関連業界の加盟店が新規広告出稿を急速に抑制したため、当社取扱高の成長が一時的に鈍化しました。

BtoB取引向けサービスにつきましては、緊急事態宣言・まん延防止等重点措置の影響を受けた業界の加盟店の取引は一時的に停滞したものの、成長著しいIT・ベンチャー企業等での取引が順調に拡大しました。

上記の結果、当期における当社グループ全体の年間取扱高は472,589百万円（前期比7.9%増、34,436百万円増）となりました。

かかる状況下において、当社グループでは与信・督促業務の改善及び効率化に努め、各種取引費用及び貸倒関連費用の抑制に取り組んだ結果、当期における売上総利益（non-GAAP指標）は7,469百万円（前期比10.6%増、716百万円増）となりました。また、当社株式の東京証券取引所への新規上場を好機とし、広告宣伝及びその実行に必要な人材採用・業務委託等の先行投資を本格化しました。新規上場に伴う上場関連費用として当期に272百万円を計上しています。さらに、金利負担及び財務制限条項の緩和軽減を目的として、借入金のリファイナンスを当期末に完了しています。

以上の結果、当連結会計年度の営業収益は18,665百万円（前期比3.1%増、559百万円増）、営業利益は897百万円（前期比34.7%減、477百万円減）、税引前利益は630百万円（前期比27.8%減、243百万円減）、親会社の所有者に帰属する当期利益は235百万円（前期比59.1%減、339百万円減）の増収減益となりました。

EBITDA（non-GAAP指標）は2,246百万円（前期比12.4%減、316百万円減）となりました。EBITDAに上場準備費用及びマーケティング費用を足し戻した調整後EBITDA（non-GAAP指標）は3,000百万円（前期比8.3%増、230百万円増）となりました。

（注）当社は投資家にとって当社グループの業績を評価するために有効であると考えられる指標として、当社が適用する会計基準である国際会計基準（以下「IFRS」という。）において規定されていないnon-GAAP指標を追加的に開示しています。

non-GAAP指標	指標の内容
GMV	当社グループ決済サービスの流通取引総額
売上総利益	売上収益より、営業費用のうち貸倒関連費用及び請求にかかる費用（印刷代、収納代行費用、郵便料金）等を減じた額
EBITDA	営業利益＋減価償却費・償却費＋株式報酬費用＋固定資産除却損＋減損損失－減損損失戻入益
調整後EBITDA	EBITDA＋上場準備費用＋マーケティング費用※
※マーケティング費用	販売促進費（代理店手数料を除く）＋広告宣伝費

- （注） 1. なお、当社グループは決済ソリューション事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載はしていません。
2. 本事業報告において「当社グループ」とは、会社法施行規則第120条第2項に用いられる「企業集団」を意味するものとします。

## ② 資金調達の状況

2021年6月に有償第三者割当増資により、1,051株の時価新株発行（払込金額1株につき951,787円）をしました。

同年10月に有償第三者割当増資により、911,000株の時価新株発行（払込金額1株につき1,098,211円）をしました。

同年12月には、公募増資により4,000,000株の時価新株発行（払込金額1株につき1,378.95円）をしました。

（注）2021年9月30日付で普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を実施していません。



## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第1期 (2019年3月期)	第2期 (2020年3月期)	第3期 (2021年3月期)	第4期 (当連結会計年度 (2022年3月期))
営業収益(百万円)	13,790	15,183	18,106	18,665
営業利益又は 営業損失(△)(百万円)	605	△541	1,374	897
親会社の所有者に 帰属する当期利益(百万円) 又は当期損失(△)	226	△612	574	235
基本的1株当たり 当期利益又は(円) 当期損失(△)	2.88	△7.79	7.26	2.62
資産合計(百万円)	37,803	40,793	44,920	53,037
資本合計(百万円)	6,043	5,440	10,509	18,642

- (注) 1. 当社は、2021年9月30日付で普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割しています。1株当たり情報は、第1期の期首に当該株式分割が行われたものと仮定して算定しています。
2. 当社は、2018年7月2日に株式会社ネットプロテクションズを株式移転完全子会社とする単独株式移転により株式移転完全親会社として設立されましたが、株式移転前後で当社グループ全体の実態に変わりはないため、第1期の連結損益計算書については、株式会社ネットプロテクションズの2018年4月1日から2018年7月1日までの損益を取り込み作成しています。なお、第1期の各数値については、金融商品取引法第193条の2項の規定に基づく監査を受けていません。

### (3) 重要な親会社及び子会社の状況

#### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

#### ② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社ネットプロテクションズ	100百万円	100.00% (78,630株)	決済ソリューション事業

(注) 当事業年度の末日における特定完全子会社の状況は、次のとおりです。

特定完全子会社の名称	株式会社ネットプロテクションズ
特定完全子会社の住所	東京都千代田区麹町4丁目2-6 住友不動産麹町ファーストビル5階
当社及び当社の完全子会社における特定完全子会社の株式の帳簿価額	4,825,084千円
当社の総資産額	16,636,210千円

#### (4) 対処すべき課題

当社グループは、プラットフォーム型ビジネスの展開を事業コンセプトに据え、決済ソリューション事業として、BtoC取引向けサービスである「NP後払い」、「atone」及び「AFTEE」並びに、BtoB取引向けサービスである「NP掛け払い」のサービス構築及び普及を目指し、下記の課題に全社一体となって取り組んでまいります。

##### ① 収益基盤の拡大

積み上げ型のビジネスを展開する当社グループにとって、大口加盟店を獲得すること及びサービスの稼働促進を実現し収益基盤を拡大させることは、業容の拡大を目指す上で継続的かつ重要な課題です。当連結会計年度におきましては、大手加盟店候補との接点を増やし稼働促進するべく、主に以下の点に注力いたしました。

- ・新規加盟店候補先の経営層への接触力をより高めるため、その業界に知見・ネットワークを有する外部人材を活用
- ・既存加盟店を継続フォローする観点から構築したカスタマーサクセスチーム体制を発展させた営業活動の外部化
- ・BNPL以外の決済・他金融、リテール等の分野で国内トップクラスのネットワークを有するパートナーとの各種アライアンスの強化

具体的には以下のようにアライアンスの強化に努めてまいりました。

2019年6月	リコーリース株式会社との資本業務提携
2021年2月	株式会社ジェーシービーとの資本業務提携
2021年7月	S B ペイメントサービス株式会社との業務提携
2021年8月	株式会社オリエントコーポレーションとの業務提携
2021年9月	Boku, Inc. との業務提携
2022年2月	株式会社セールスフォース・ジャパンとの業務提携

営業環境は良好である一方、引き続き人的なリソースは限られており、効率的に加盟店を獲得していく必要があるため、引き続き営業体制の強化及びアライアンス先等の外部資産の活用等を行い、収益基盤の更なる拡大を図ってまいります。

##### ② 「NP掛け払い」の推進

当社グループは2011年4月に企業間取引向けのBNPL決済サービスである「NP掛け払い」を開始以降、EC事業者、卸売り・業務用販売商品を取り扱う事業者、大手企業からITベンチャー

など様々な業種・規模のBtoB決済での様々なニーズに応えられる決済サービスの構築に注力してきました。その結果現在の「NP掛け払い」は、加盟店それぞれの月次締め日及び支払日に対応できるソリューションを提供しています。

リコーリース株式会社、株式会社ジェーシービーを始めとしたパートナーとの強化を図ることで、更なる強固な顧客基盤の構築を推進してまいります。

### ③ 「atone」ブランドの推進

2017年6月にリリースした「atone」については、会員登録を要するスマートフォン決済型のBNPL決済サービスを提供することで、「NP後払い」の利用層及びEC物販等の対象市場に加えて若年層及び実店舗やデジタルコンテンツでのBNPL決済ニーズの獲得を目的にサービス展開を行っています。スマートフォンでの利用に最適化したサービスによりクレジットカードを保有しない若年層の取り込みがスムーズとなり、また会員制にすることで当社グループにて取得可能な情報を増やし、リスク管理の精度を高めることを可能にしています。本サービスについては「NP後払い」に加えて利用者及び利用シーンが拡大するため、将来的には当社のBtoC向けBNPL決済サービスの主力ブランドとなるものと考えています。

### ④ 海外事業展開の推進

当社グループでは今後の成長拡大を図るため、国内の決済ソリューションを海外市場にも展開することを検討しており、そのための第一歩として2018年8月付で台湾でのスマートフォンBNPL決済サービス「AFTEE」をリリースし、順調に売上を拡大しています。

### ⑤ 独自与信システムの深化

当社グループでは、少額決済に特化した独自の与信システムを構築してきました。過去から蓄積した膨大な取引データを活用することにより、高い与信通過率と低い未回収（貸し倒れ）率を両立しています。

今後も、高い与信通過率、低い未回収率を維持しつつ、自動判断を行える範囲を広げ、様々な業種業態に最適な与信を行えるよう、継続した改善を加えてまいります。

### ⑥ 人材の高度化

当社としてBtoC・BtoBの両事業領域で高いサービス品質を維持・向上させながら全事業成長を目指す新しいステージに進みつつある中、権限の委譲を図って事業スピードを向上させるべ

く、人材の高度化に注力します。具体的には組織の一体化、判断の基準となる理念・価値観の共有・深化を図ること、加えて次世代リーダー育成に必要なとなる制度・仕組みに磨きをかけてまいります。

**(5) 主要な事業内容** (2022年3月31日現在)

事業セグメント	主 要 な 事 業 内 容
決済ソリューション事業	BtoC取引向けサービス [NP後払い] 「atone」 「AFTEE」 等 BtoB取引向けサービス 「NP掛け払い」

**(6) 当社グループの主要拠点等** (2022年3月31日現在)

当 社	本社	東京
子会社	株式会社ネットプロテクションズ	東京、京都、福岡
	恩沛科技股份有限公司 (NP Taiwan, Inc.)	台北

## (7) 使用人の状況 (2022年3月31日現在)

### ① 当社グループの従業員の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
221名	33名増	29.3歳	3年9か月

(注) 従業員数は就業人員です。臨時従業員（アルバイト、パートタイマーを含む。）は含んでいません。

### ② 当社の従業員の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
6名	2名減	41.6歳	2年7か月

(注) 従業員数は就業人員です。臨時従業員（アルバイト、パートタイマーを含む。）は含んでいません。

## (8) 主要な借入先の状況 (2022年3月31日現在)

当社における借入は存在しないものの、当社子会社の株式会社ネットプロテクションズにおいて以下の借入が発生しています。

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行 三井住友信託銀行株式会社 株式会社三菱UFJ銀行 株式会社みずほ銀行 株式会社りそな銀行	5,000百万円

- (注) 1. 株式会社三井住友銀行をアレンジャー兼エージェントとした5金融機関による協調融資によるものです。  
2. 借入額は共に2022年3月31日時点の残高です。  
3. なお、当社は当該借入に対して債務保証を行っています。

## (9) その他当社グループの現況に関する重要な事項

当社は、2021年12月15日に東京証券取引所市場第一部に上場し、2022年4月4日にプライム市場に移行しました。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況 (2022年3月31日現在)

① 発行可能株式総数                      普通株式 345,300,000株

(注) 1. 2021年9月13日開催の取締役会決議により、2021年9月30日付で普通株式1株につき、1,000株の株式分割及びこれに伴う定款の変更を行い、発行可能株式総数は335,300,000株増加し、345,300,000株となっています。

2. 当社は、2021年8月2日付で発行済のA種優先株式をすべて消却したことから、2021年8月17日開催の臨時株主総会において、A種優先株式に関係する規定（A種優先株式の発行可能種類株式総数を4,000,000株とする規定を含む。）を定款から削除する旨の定款変更を行いました。

② 発行済株式の総数                      普通株式 96,447,000株

(注) 1. 2021年9月13日開催の取締役会決議により、2021年9月30日付で普通株式1株につき、1,000株の株式分割を行っています。

2. 2021年9月13日開催の取締役会決議により、2021年9月30日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しています。

3. 2021年5月28日開催の臨時株主総会により、2021年6月11日付で普通株式1,051株の発行を、2021年9月28日開催の臨時株主総会により、2021年9月30日付で普通株式1株につき1,000株の株式分割を行うことを前提として2021年10月1日付で普通株式911,000株の発行を、2021年10月25日付で新株予約権の行使に伴う普通株式5,200,000株の発行を行いました。

4. 当社は、2021年7月26日開催の取締役会において、A種優先株式の全てにつき、定款に定める取得条項に基づき取得することを決議し、2021年8月2日付で自己株式として取得しています。また、当社が取得したA種優先株式は、2021年8月2日付で会社法第178条に基づき全て消却しています。

5. 2022年4月27日付で新株予約権の行使に伴う普通株式6,000株の、2022年5月6日付で新株予約権の行使に伴う普通株式1,000株の発行を行いました。これらにより、それぞれ同日付をもって、発行済株式の総数が事業年度末日から合計7,000株増加しています。

③ 株主数14,584名（前事業年度末比14,574名増）

④ 上位10名の株主

株 主 名	持 株 数 ( 株 )	持 株 比 率 ( % )
リ コ ー リ ー ス 株 式 会 社	10,858,000	11.26
投 資 事 業 有 限 責 任 組 合 ア ド バ ン テ ッ ジ パ ー ト ナ ー ズ V 号	10,586,800	10.98
株 式 会 社 ジ ェ ー シ ー ビ ー	8,737,000	9.06
日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 会 社 ( 信 託 口 )	7,572,800	7.85
AP Cayman Partners III - I, L.P.	6,702,300	6.95
AP Cayman Partners III, L.P.	3,620,700	3.75
Northern Trust Co. (AVFC) Re Iedu Ucits Clients non Treaty Account 15.315 Pct	3,556,800	3.69
柴 田 紳	3,200,000	3.32
Northern Trust Co. (AVFC) Re Ukuc Ucits Clients on Lending 10Pct Treaty A c c o u n t	2,587,200	2.68
State Street Bank and Trust Company 5 0 5 3 0 3	2,466,800	2.56

(注) 1. 当社は、自己株式を保有していません。

2. 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）の持株数は、同行の信託業務に係るものです。

3. 2022年3月1日付で、クープランド・カーディフ・アセット・マネジメント・エルエルピー  
（Coupland Cardiff Asset Management LLP）より、当社株式に係る大量保有報告書の変更報告書  
が関東財務局長に提出されています。当該変更報告書の内容は、同社が2022年2月25日現在で当社  
株式8,398,500株を保有しているというものですが、同社は当事業年度末における株主名簿では確認  
できていません。

⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

該当事項はありません。



## (2) 会社役員 の 状況

### ① 当社の会社役員に関する事項（2022年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	柴 田 紳	株式会社ネットプロテクションズ 代表取締役社長 恩沛科技股份有限公司 董事
取締役 C T O	鈴 木 史 朗	株式会社ネットプロテクションズ 取締役CTO
取締役 C F O	渡 邊 一 治	株式会社ネットプロテクションズ 取締役CFO
取 締 役	喜 多 慎 一 郎	株式会社アドバンテッジパートナーズ 代表取締役シニアパートナー 株式会社ネットプロテクションズ 取締役
取 締 役	藤 沢 久 美	株式会社ソフィアバンク 代表取締役 株式会社静岡銀行 社外取締役
取 締 役	永 井 良 二	リコーリース株式会社 ソーシャルイノベーション本部 決済ソリューション部 部長
取 締 役 ( 監 査 等 委 員 )	三 浦 俊 一	株式会社ネットプロテクションズ 監査役
取 締 役 ( 監 査 等 委 員 )	市 川 雄 介	株式会社アドバンテッジパートナーズ パートナー 株式会社ネットプロテクションズ 取締役
取 締 役 ( 監 査 等 委 員 )	佐 藤 有 紀	弁護士法人創・佐藤法律事務所代表弁護士 株式会社ディー・エル・イー社外監査役

- (注) 1. 藤沢久美氏の戸籍上の氏名は、角田久美です。  
 2. 市川雄介氏の戸籍上の氏名は、小坂雄介です。  
 3. 佐藤有紀氏の戸籍上の氏名は、砂田有紀です。  
 4. 取締役藤沢久美氏及び永井良二氏、並びに監査等委員である取締役三浦俊一氏、市川雄介氏、及び佐藤有紀氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役です。  
 5. 当社は、藤沢久美氏、三浦俊一氏、及び佐藤有紀氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出しています。  
 6. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、2022年3月期に係る定時株主総会終結の時までです。  
 7. 監査等委員である取締役の任期は、2022年3月期に係る定時株主総会終結の時までです。  
 8. 当社は、監査の実効性を高めるために、常勤の監査等委員を選定しています。

### ② 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（業務執行取締役を除く。）は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法

第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しています。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額です。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しています。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社、当社子会社等である株式会社ネットプロテクションズ及び恩沛科技股份有限公司の役員（取締役、監査役、董事、監察人等）全員であり、被保険者は保険料を負担していません。当該保険契約により、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償や訴訟費用等が填補されることとなります。

④ 取締役の報酬等

ア. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の決定方針

A. 決定方針の決定の方法

当社は、2021年3月12日開催の当社取締役会において、下記Bのとおり取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の決定方針を決議いたしました。

なお、2022年5月30日開催の当社取締役会において、決定方針について改訂する旨の決議をする予定です。当該改訂後の決定方針については、下記Dをご参照ください。

B. 決定方針の内容の概要

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下本項目において、単に「取締役」という。）の報酬等として、月額固定報酬等を支給し、その額は、企業業績、関連業界の他社の報酬等といった定量的な要素に加え、各取締役の経営能力、功績、貢献度等の定性的な要素も考慮した上で決定する。

常勤取締役の金銭報酬として、業績連動報酬等を毎月支給する。当該業績連動報酬等については、会社業績との連動性を高め、かつ透明性および客観性を高めるために「税引前利益」を業績指標の内容とし、その額については、各事業年度の連結税引前利益の目標値に対する達成度に応じて常勤取締役全員に支給する業績連動報酬等の総額を決定の上、その総額の範囲で、常勤取締役の個人別の報酬等として、役位別に定めた額と、個人別業績目標の達成度を多面的に評価して決定した額の合計額を支給する。

常勤取締役に対し、非金銭報酬等であるストックオプションとしての新株予約権を支給する。当該非金銭報酬等であるストックオプションについては一定の期間の間に段階的に権利行使することができ、各取締役に交付する数は、当会社の業績・経営環境などを考慮

しながら取締役会の決議により決定する。

常勤取締役の報酬等は、役職別に定められた月額固定報酬等、業績連動報酬等により構成し、適切な割合で組み合わせることにより、健全なインセンティブとして機能させる。また、非常勤取締役の報酬等は、月額固定報酬等のみとする。

取締役の個人別の報酬等の額については株主総会の決議により決定された報酬総額の上限額の範囲内で、取締役会決議に基づき代表取締役社長に対し、各取締役に対して支払われる月額固定報酬等及び業績連動報酬等の具体的な額の決定を委任する。

- C. 当事業年度に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当事業年度に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、上記Bの役員報酬等の決定プロセスを経てその金額を定めているため、当社取締役会は、当事業年度における取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容は決定方針に沿うものであると判断しています。

- D. 改訂後の決定方針

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下本項目において、単に「取締役」という。）の報酬等として、月額固定報酬等を支給し、その額は、企業業績、関連業界の他社の報酬等といった定量的な要素に加え、各取締役の経営能力、功績、貢献度等の定性的な要素も考慮した上で決定する。

常勤取締役の金銭報酬として、業績連動報酬等を毎月支給する。当該業績連動報酬等については、会社業績との連動性を高め、かつ透明性および客観性を高めるために「税引前利益」を業績指標の内容とし、その額については、各事業年度の連結税引前利益の目標値に対する達成度に応じて常勤取締役全員に支給する業績連動報酬等の総額を決定の上、その総額の範囲で、常勤取締役の個人別の報酬等として、役位別に定めた額と、個人別業績目標の達成度を多面的に評価して決定した額の合計額を支給する。

常勤取締役に対し、非金銭報酬等である株式報酬として譲渡制限期間は退任時までとする譲渡制限付株式を付与する。各取締役に付与する数は、当会社の業績・経営環境などを考慮しながら、役位に応じて取締役会の決議により決定する。

常勤取締役の報酬等は、役職別に定められた月額固定報酬等、業績連動報酬等、非金銭報酬等により構成し、適切な割合で組み合わせることにより、健全なインセンティブとして機能させる。また、非常勤取締役の報酬等は、月額固定報酬等のみとする。

取締役の個人別の報酬等の額については株主総会の決議により決定された報酬総額の上限額の範囲内で、取締役会決議に基づき代表取締役社長に対し、各取締役に対して支払われる月額固定報酬等、及び業績連動報酬等、非金銭報酬等の具体的な額の決定を委任する。

イ. 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社の取締役の報酬等に関する株主総会の決議年月日は、2019年6月21日です。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は8名（うち、監査等委員は3名）です。決議の内容は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する報酬額を年額金2億円以内とし、各取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対して支払われる報酬の具体的な額の決定は取締役会に一任するもの、及び監査等委員である取締役に対する報酬額を年額金1億円以内とし、各監査等委員である取締役に対して支払われる報酬の具体的な額の決定は監査等委員である取締役の協議に一任するものです。

ウ. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当社取締役会は、2021年6月25日開催の取締役会決議により、取締役（監査等委員である取締役を除く。）取締役の個人別の報酬等の内容についての決定を代表取締役社長である柴田紳に一任しています。

これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績及び経営状況を俯瞰しつつ、各取締役の職務内容・職位・貢献度等について適切かつ総合的な判断が可能であると判断しているためです。

なお、当社は取締役会の諮問機関として、社外取締役を委員長とし、取締役（うち過半数は社外取締役）で構成される取締役会から独立した任意の指名・報酬委員会を設置しており、当社株式が東京証券取引所に上場された日より運用を開始しました。運用開始以降は、上記の通り委任を受けた代表取締役社長が作成した報酬案について、指名・報酬委員会にて審議答申の上、株主総会決議の範囲内で最終的な報酬額等を代表取締役社長が決定することとしています。

エ. 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の数 (名)
		基 本 報 酬	業 績 連 動 報 酬 等	非 金 銭 報 酬 等	
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	69,561 (4,800)	64,317 (4,800)	5,244 (-)	- (-)	4 (1)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	13,800 (13,800)	13,800 (13,800)	-	-	2 (2)
合 計 （うち社外取締役）	83,361 (18,600)	78,117 (18,600)	5,244 (-)	- (-)	6 (3)

- (注) 当社の取締役（常勤）の報酬については、固定報酬に加え業績を反映した業績連動報酬によって構成されています。業績連動報酬に係る指標は、会社業績との連動性を高め、かつ透明性及び客観性を高めるために「税引前利益」を適用しています。業績連動報酬の額は、連結税引前利益の達成度に応じて業績連動報酬の総額を決定し、役位別に定めた額と、個人別業績目標の達成度を多面的に評価して決定した額の合計額を支給しています。なお、当事業年度を含む税引前利益の推移は「1. 当社グループの現況（1）当事業年度の事業の状況①事業の経過及び成果」に記載のとおりです。

オ. 当事業年度に支払った役員退職慰労金  
該当事項はありません。

⑤ 社外役員に関する事項

ア. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

社外取締役である藤沢久美は、2022年3月31日時点で株式会社ソフィアバンクの代表取締役、2022年4月1日時点で株式会社国際社会経済研究所の理事長であり、また複数の会社での社外役員等を歴任しています。当社の取締役就任前において、当社子会社である株式会社ネットプロテクションズのアドバイザリーボードとして経営顧問を務めていただいた実績はありますが、金額的にも僅少な取引であり、また当社取締役就任と同時に契約を解除していますので、現時点では当人及び当該法人等との間に人的関係、資本的關係、その他の特別な利害関係はありません。

社外取締役である永井良二は、リコーリース株式会社のソーシャルイノベーション本部決済ソリューション部 部長です。同氏は当社及び当社グループにおいて業務執行取締役又は使用人となったことはありません。

社外取締役（監査等委員）である三浦俊一は、株式会社ネットプロテクションズの常勤監査役です。また、同氏は過去に当社の常勤監査役でしたが、当社及び当社グループにおいて、業務執行取締役又は使用人となったことはありません。

社外取締役（監査等委員）である市川雄介は、株式会社アドバンテッジパートナーズのパートナーであり、また当社グループである株式会社ネットプロテクションズの非常勤取締役です。同氏は、過去に当社の監査等委員でない非常勤取締役でしたが、当社及び当社グループにおいて業務執行取締役となったことはありません。

社外取締役（監査等委員）である佐藤有紀は、弁護士法人創・佐藤法律事務所所属の弁護士です。当社は、当人及び創・佐藤法律事務所を含めた兼務先の法人との人的関係、資本的關係その他の特別な利害関係はありません。

イ. 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況並びに社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役 藤 沢 久 美	当事業年度に開催した20回の取締役会のうち20回に出席し、主に会社経営者及び複数の会社の社外役員等としての長年の経験と見識を当社経営に反映し、業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点で提言することで、議案の審議に必要な発言を適宜行いました。また、指名・報酬委員会にて審議答申の上、当社の役員選定に向けた監督及び取締役の報酬額の決定に関与しています。
社外取締役 永 井 良 二	当事業年度に開催した20回の取締役会のうち20回に出席し、事業経営及び経営管理に係る豊富な経験及び高い見識を活かし、議案の審議に必要な発言を適宜行いました。
社外取締役 (監査等委員) 三 浦 俊 一	当事業年度に開催した20回の取締役会のうち20回に出席、また12回の監査等委員会のうち12回に出席し、主に当社と同業種の事業経営に係る豊富な経験及び高い見識を活かし、議案の審議に必要な発言を適宜行いました。また、指名・報酬委員会にて審議答申の上、当社の役員選定に向けた監督及び取締役の報酬額の決定に関与しています。
社外取締役 (監査等委員) 市 川 雄 介	当事業年度に開催した20回の取締役会のうち20回に出席、また12回の監査等委員会のうち12回に出席し、主に事業運営及び経営指導に係る豊富な経験及び高い見識を活かし、議案の審議に必要な発言を適宜行いました。また、指名・報酬委員会にて審議答申の上、当社の役員選定に向けた監督及び取締役の報酬額の決定に関与しています。
社外取締役 (監査等委員) 佐 藤 有 紀	当事業年度に開催した20回の取締役会のうち20回に出席、また12回の監査等委員会のうち12回に出席し、主に弁護士としての豊富な経験と高い見識及び他社において監査役を歴任された経験を活かし、議案の審議に必要な法的な観点からの発言を適宜行いました。また、指名・報酬委員会にて審議答申の上、当社の役員選定に向けた監督及び取締役の報酬額の決定に関与しています。



### (3) 会計監査人の状況

- ① 名称 EY新日本有限責任監査法人
- ② 報酬等の額

(単位：百万円)

区分	監査証明業務に基づく報酬額	非監査業務に基づく報酬額
当社	28	25
連結子会社	15	—
計	43	25

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しています。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をしました。
3. 当社の重要な子会社のうち、NP Taiwan, Inc.は、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けています。

#### ③ 非監査業務の内容

当社は、EY新日本有限責任監査法人に対して、コンフォートレターの作成業務等についての対価を支払っています。

#### ④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、当社はこれを株主総会に提出いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任します。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告します。

### 3. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社グループは、株主に対する利益還元と同時に、財務体質の強化及び競争力の確保を経営の重要課題として位置づけています。現時点では、当社グループは成長過程にあると考えており、内部留保の充実を図り、事業拡大と事業の効率化のための投資に充当していくことが株主に対する最大の利益還元につながると考えています。足許では、当面の間は内部留保の充実を図る方針です。将来的には、各事業年度の経営成績を勘案しながら株主への利益還元を検討していく方針ですが、現時点において配当実施の可能性及びその実施時期等については未定です。

### 4. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。



# 連結財政状態計算書

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	34,631	流 動 負 債	29,039
現金及び現金同等物	12,119	営 業 債 務 及 び そ の 他 の 債 務	26,960
営 業 債 権 及 び そ の 他 の 債 権	22,019	リ ー ス 負 債	397
棚 卸 資 産	19	そ の 他 の 金 融 負 債	5
そ の 他 の 流 動 資 産	473	未 払 法 人 所 得 税 等	816
非 流 動 資 産	18,405	引 当 金	40
有 形 固 定 資 産	982	従 業 員 給 付 に 係 る 負 債	353
の れ ん	11,608	そ の 他 の 流 動 負 債	465
そ の 他 の 無 形 資 産	3,566	非 流 動 負 債	5,354
そ の 他 の 金 融 資 産	740	借 入 金	4,955
繰 延 税 金 資 産	1,333	リ ー ス 負 債	330
そ の 他 の 非 流 動 資 産	173	引 当 金	69
資 産 合 計	53,037	負 債 合 計	34,394
		(資 本 の 部)	
		資 本 金	4,095
		資 本 剰 余 金	14,046
		利 益 剰 余 金	466
		そ の 他 の 資 本 の 構 成 要 素	34
		資 本 合 計	18,642
		負 債 及 び 資 本 の 合 計	53,037

(注) 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。

## 連結損益計算書

(2021年4月1日から)  
(2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科	目	金	額
	売上収益		18,224
	その他の収益		441
<b>営</b>	<b>業</b>	<b>収</b>	<b>益</b>
	営業利益合計		<b>18,665</b>
<b>営</b>	<b>業</b>	<b>費</b>	<b>用</b>
	営業費用		17,768
<b>営</b>	<b>業</b>	<b>利</b>	<b>益</b>
	営業利益		<b>897</b>
	金融収益		0
	金融費用		266
<b>税</b>	<b>引</b>	<b>前</b>	<b>利</b>
	税金引当金		<b>630</b>
	法人所得税費用		395
<b>当</b>	<b>期</b>	<b>利</b>	<b>益</b>
	当期利益		<b>235</b>
当	期	の	帰
	親会社		235
<b>当</b>	<b>期</b>	<b>利</b>	<b>益</b>
	当期利益		<b>235</b>

(注) 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。

## 連結持分変動計算書

(2021年4月 1日から)  
(2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

	親会社の所有者に帰属する持分				合計	資本合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	その他の資本の 構成要素		
2021年4月1日残高	100	10,179	230	－	10,509	10,509
当期利益	－	－	235	－	235	235
その他の包括利益	－	－	－	34	34	34
当期包括利益合計	－	－	235	34	270	270
新株の発行等	3,995	3,859	－	－	7,854	7,854
株式に基づく報酬取引	－	8	－	－	8	8
所有者との取引額合計	3,995	3,867	－	－	7,862	7,862
当期変動額合計	3,995	3,867	235	34	8,132	8,132
2022年3月31日残高	4,095	14,046	466	34	18,642	18,642

(注) 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

#### (1) 連結計算書類の作成基準

当社及びその子会社（以下、当社グループ）当社グループの連結計算書類は、会社計算規則第120条第1項の規定により、国際会計基準（以下、IFRS）に準拠して作成しています。

なお、連結計算書類は同項後段の規定により、IFRSで求められる開示項目の一部を省略しています。

#### (2) 連結の範囲に関する事項

連結子会社 2社

主要な連結子会社は、「事業報告 1. 当社グループの現況 (3) 重要な親会社及び子会社の状況」に記載のとおりです。

#### (3) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した関連会社数

該当事項はありません。

#### (4) 会計方針に関する事項

##### ①金融資産の評価基準及び評価方法

##### (i) 当初認識及び測定

当社グループは、金融資産について、純損益又はその他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産、償却原価で測定する金融資産に分類しています。この分類は、当初認識時に決定しています。

営業債権はその発生日に、その他の金融資産は当該金融資産に関する契約の当事者となった取引日に、当初認識しています。

当初認識時において金融資産は、純損益を通じて公正価値で測定される金融資産を除き、公正価値に取引費用を加算した金額で測定しています。

金融資産は、次の条件がともに満たされる場合には、償却原価で測定される金融資産に分類しています。それ以外の場合には公正価値で測定される金融資産へ分類しています。

- ・ 契約上のキャッシュ・フローを回収するために資産を保有することを目的とする事業モデルに基づいて、資産が保有されている。
- ・ 金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが特定の日に生じる。

また次の条件がともに満たされる負債性金融資産は、その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産へ分類しています。それ以外の負債性金融資産は純損益を通じて公正価値で測定される金融資産に分類しています。

- ・ 契約上のキャッシュ・フローの回収及び資産の売却を目的とした事業モデルに基づいて、資産が保有されている。
- ・ 金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが特定の日に生じる。

公正価値で測定される資本性金融商品については、個々の資本性金融商品ごとに、純損益を通じて公正価値で測定するか、その他の包括利益を通じて公正価値で測定するかを指定し、当該指定を継続的に適用しています。

(ii) 事後測定

金融資産の当初認識後の測定は、その分類に応じて以下のとおり測定しています。

(a) 償却原価により測定する金融資産

償却原価により測定する金融資産については、実効金利法による償却原価により測定しています。

(b) 公正価値により測定する金融資産

公正価値により測定する金融資産の公正価値の変動額は、純損益として認識しています。ただし、資本性金融資産のうち、その他の包括利益を通じて公正価値で測定すると指定したもののについては、公正価値の変動額はその他の包括利益として認識しています。なお、当該金融資産からの配当金については、金融収益の一部として当期の純損益として認識していません。

(iii) 金融資産の認識の中止

当社グループは、金融資産からのキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅する、又は当社グループが金融資産の所有のリスクと経済価値のほとんど全てを移転する場合において、金融資産の認識を中止しています。当社グループが、移転した当該金融資産に対する支配を継続している場合には、継続的関与を有している範囲において、資産と関連する負債を認識します。

(iv) 金融資産の減損

償却原価で測定される金融資産については、予想信用損失に対する貸倒引当金を認識しています。

当社グループは、期末日ごとに各金融資産に係る信用リスクが当初認識時点から著しく増加しているかどうかを評価しており、当初認識時点から信用リスクが著しく増加していない場合には、

12ヶ月の予想信用損失を貸倒引当金として認識しています。一方で、当初認識時点から信用リスクが著しく増加している場合には、全期間の予想信用損失と等しい金額を貸倒引当金として認識しています。

なお、重要な財務要素を含んでいない営業債権は常に、全期間の予想信用損失に等しい金額を貸倒引当金として認識しています。重要な財務要素を含んでいない営業債権は、当社グループ内における回収手続き及び外部への回収委託を経て、回収不能と判断された時点で直接償却しています。

また、過去に減損損失を認識した金融資産について、当初減損損失を認識した後に発生した事象により減損損失の金額が減少した場合には、過去に認識した減損損失を戻入れ、純損益として認識しています。

#### ②棚卸資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産は、取得原価と正味実現可能価額のいずれか低い価額で測定しています。正味実現可能価額は、通常の事業過程における見積売価から、見積販売費用を控除した額です。取得原価は、主として総平均法に基づいて算定しており、購入原価、現在の場所・状態に至るまでに要した全ての費用を含んでいます。

#### ③有形固定資産の減価償却方法

有形固定資産については、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で表示しています。

取得原価には、資産の取得に直接関連する費用、解体・除去及び土地の原状回復費用、及び資産計上すべき借入コストが含まれています。

土地及び建設仮勘定以外の各資産の減価償却費は、それぞれの見積耐用年数にわたり、定額法で計上されています。主要な資産項目ごとの見積耐用年数は以下のとおりです。

- ・建物附属設備 3－24年
- ・工具器具及び備品 2－15年

なお、見積耐用年数、残存価額及び減価償却方法は、各年度末に見直しを行い、変更があった場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しています。

#### ④無形資産の償却方法

個別に取得した無形資産は、当初認識時に取得原価で測定しています。

のれん以外の無形資産は、当初認識後、それぞれの見積耐用年数にわたって定額法で償却され、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で表示しています。主要な無形資産の見積耐用年数は以下のとおりです。

- ・ソフトウェア 5年
- ・顧客関連資産 13年

なお、見積耐用年数、残存価額及び償却方法は、各年度末に見直しを行い、変更があった場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しています。

#### ⑤リース

当社グループは、一定の有形固定資産のリースを受けています。リース開始日において、使用权資産は取得原価で、リース負債はリース料総額の現在価値で測定しています。

使用权資産は、資産の耐用年数又はリース期間のうちいずれか短いほうの期間にわたって定額法で減価償却をしています。

リース料の支払いは、リース負債に係る金利を控除した金額をリース負債の減少として処理しています。

ただし、リース期間が12ヶ月以内の短期リース及び原資産が少額のリースについては、使用权資産及びリース負債を認識せず、リース料総額をリース期間にわたり定額法又は他の規則的な基礎のいずれかにより純損益に認識しています。

#### ⑥のれんに関する事項

当社グループは、のれんを取得日時点で測定した被取得企業に対する非支配持分の認識額を含む譲渡対価の公正価値から、取得日時点における識別可能な取得資産及び引受負債の純認識額（通常、公正価値）を控除した額として当初測定しています。

のれんの償却は行わず、每期又は減損の兆候が存在する場合にはその都度、減損テストを実施しています。

のれんの減損損失は連結損益計算書において認識され、その後の戻入れは行っていません。また、のれんは

連結財政状態計算書において、取得原価から減損損失累計額を控除した価額で表示しています。

#### ⑦非金融資産の減損

棚卸資産及び繰延税金資産を除く当社グループの非金融資産の帳簿価額は、期末日ごとに減損の兆候の有無を判断しています。減損の兆候が存在する場合は、当該資産の回収可能価額を見積っています。のれん及び耐用年数を確定できない、又は未だ使用可能ではない無形資産については、減損の兆候の有無にかかわらず回収可能価額を毎年同じ時期に見積っています。

資産又は資金生成単位の回収可能価額は、使用価値と処分コスト控除後の公正価値のうちいずれか高い方の金額としています。使用価値の算定において、見積将来キャッシュ・フローは、貨幣の時間的価値及び当該資産に固有のリスクを反映した割引率を用いて現在価値に割引いています。減損テストにおいて個別にテストされない資産は、継続的な使用により他の資産又は資産グループのキャッシュ・インフ

ローから、概ね独立したキャッシュ・インフローを生成する最小の資金生成単位に統合しています。のれんの減損テストを行う際には、のれんが配分される資金生成単位を、のれんが関連する最小の単位を反映して減損がテストされるように統合しています。企業結合により取得したのれんは、結合のシナジーが得られると期待される資金生成単位に配分しています。

減損損失は、資産又は資金生成単位の帳簿価額が見積回収可能価額を超過する場合に純損益として認識しています。資金生成単位に関連して認識した減損損失は、原則としてまずその単位に配分されたのれんの帳簿価額を減額するように配分し、次に資金生成単位内のその他の資産の帳簿価額を比例的に減額しています。

のれんに関連する減損損失は戻入れていません。その他の資産については、過去に認識した減損損失は、毎期末日において損失の減少又は消滅を示す兆候の有無を評価しています。回収可能価額の決定に使用した見積りが変化した場合は、減損損失を戻入れています。減損損失は、減損損失を認識しなかった場合の帳簿価額から必要な減価償却費及び償却額を控除した後の帳簿価額を上限として戻入れています。

#### ⑧重要な引当金の計上基準

引当金は、過去の事象の結果として、当社グループが、現在の法的又は推定的債務を有しており、当該債務を決済するために経済的資源の流出が生じる可能性が高く、当該債務の金額について信頼性のある見積りができる場合に認識しています。貨幣の時間的価値が重要な場合には、見積将来キャッシュ・フローを貨幣の時間的価値及び当該負債に特有のリスクを反映した税引前の利率を用いて現在価値に割引いています。時の経過に伴う割引額の割戻しは金融費用として認識しています。

#### ⑨従業員給付

##### (i) 退職後給付制度

当社グループは、従業員の退職給付制度として確定拠出制度を運営しています。確定拠出型の退職給付に係る費用は、拠出した時点で費用として認識しています。

##### (ii) 短期従業員給付

短期従業員給付については、割引計算を行わず、従業員から関連する勤務が提供された時点で費用として計上しています。賞与及び有給休暇費用については、それらを支払うべき現在の法的又は推定的債務を負っており、かつ、その金額を、信頼性をもって見積ることができる場合に、それらの制度に基づいて支払われると見積られる額を負債として認識しています。



## ⑩収益の計上基準

当社グループでは、IFRS第9号「金融商品」に基づく利息及び配当収益等を除く顧客との契約について、以下のステップを適用することにより、収益を認識しています。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する。

ステップ5：履行義務の充足時に（又は充足するにつれて）収益を認識する。

当社グループは、決済ソリューション事業を主な事業としており、サービスの履行義務の充足時点について、財又はサービスに対する支配が一定の期間にわたり顧客に移転されるか、一時点で顧客に移転されるかを判定し、収益を認識しています。主な収益である取引手数料及び請求書発行手数料は、サービスに対する支配が一時点で顧客に移転し、履行義務が充足されると判断しています。また、加盟店の当社サービス加盟料は、当サービスに対する支配が一定期間にわたり顧客に移転し、履行義務が充足されると判断しています。収益は、顧客との契約において約束された対価である取引価値で測定しています。

## ⑪外貨換算

### (i) 外貨建取引

当社グループの連結計算書類は、当社の機能通貨でもある日本円で表示しています。

外貨建取引は、取引日の為替レート又はそれに近似するレートで当社グループの各社の機能通貨に換算しています。期末日における外貨建貨幣性資産及び負債は、期末日の為替レートで機能通貨に換算しています。公正価値で測定される外貨建非貨幣性資産及び負債は、当該公正価値の算定日における為替レートで機能通貨に換算しています。換算又は決済により生じる換算差額は、純損益として認識しています。

## 2. 会計上の見積りに関する注記

当社グループの連結計算書類の作成において、会計方針の適用並びに資産、負債、収益及び費用の報告額に影響を及ぼす見積り、判断及び仮定を設定しています。実際の業績は、これらの見積りと異なる場合があります。

見積り及びその基礎となる仮定は継続して見直しています。会計上の見積りの変更による影響は、見積りを変更した会計期間及び将来の会計期間において認識しています。

(1) のれんの減損

①当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

のれん 11,608百万円

②その他見積りの内容に関する理解に資する情報

翌連結会計年度において重要な修正をもたらすリスクのある見積りと仮定は、のれんを含む資金生成単位グループの減損において用いられます。当社グループで認識されているのれんは償却しておらず、毎第4四半期会計期間中又は減損の兆候があると認められた場合にはその都度、減損テストを行っています。

当該減損テストでは、資金生成単位における処分費用控除後の公正価値と使用価値のいずれか高い方を回収可能価額として測定しています。

使用価値は、経営者により承認された成長率を用いて算定した5年間の事業計画を基礎とし、その後の永続価値を日本のGDP成長率と仮定して計算した将来キャッシュ・フローの見積額を現在価値に割り引いて算定しています。

この事業計画は、過去の実績値及び外部環境とも整合性を取ったうえで策定しています。割引計算に際しては、加重平均資本コストに基づき一定の調整をした税引前の割引率を使用しています。

使用価値算定の基礎となる資金生成単位の使用期間中及び使用後の処分により見込まれる将来キャッシュ・フロー、成長率及び割引率等の仮定は、将来の不確実な経済条件の変動によって影響を受ける可能性があり、将来にわたりのれんを含む資金生成単位グループに係る減損損失額に重要な修正を生じさせるリスクを有しています。

3. 連結財政状態計算書に関する注記

(1) 資産から直接控除した貸倒引当金

営業債権及びその他の債権 5,015百万円

(2) 有形固定資産に係る減価償却累計額及び減損損失累計額

有形固定資産 435百万円

使用権資産 1,368百万円

#### 4. 連結持分変動計算書に関する注記

- (1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数  
普通株式 96,447,000株

(2) 新株予約権に関する事項

	第 2 回 新株予約権	第 3 回 新株予約権	第 4 回 新株予約権	第 5 回 新株予約権
発行決議の日	2017年1月20日	2017年6月30日	2019年2月12日	2019年2月12日
新株予約権の数	1,490個	105個	161個	592個
株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式	普通株式
株式の数	1,490,000株	105,000株	161,000株	592,000株

- (注) 1. 権利行使期間の初日が到来していないものを除いています。  
2. 当社は2021年9月30日付で普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割しています。これにより、付与数及び行使価格は株式分割後の株式数に換算して記載しています。

#### 5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

金融商品に係るリスク管理

当社グループは、経営活動を行う過程において、財務上のリスク（信用リスク・流動性リスク・市場リスク（金利リスク））に晒されており、当該財務上のリスクを軽減するために、一定の方針に基づきリスク管理を行っています。なお、当社グループはデリバティブ取引については利用していません。

①信用リスク管理

信用リスクとは、加盟店又は購入者が契約上の義務を果たすことが出来なかった場合に当社グループが負う財務上の損失リスクです。

現金及び現金同等物については、その取引先が信用力の高い金融機関のみであることから、信用リスクは限定的です。営業債権及びその他の債権について、信用リスクに晒されています。信用リスクは、取引の相手方の契約不履行その他の理由により財務上の損失が発生するリスクであり、主として当社グループの加盟店及び購入者に対するリスクからなります。当社グループは、与信管理規程に従い、加盟店及び購入者ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な加盟店及び購入者の信用状況を定期的に把握する体制としています。なお、当社グループは、特定の相手先又はその相手先が所属するグループについて、過度に集中した信用リスクを有していません。当社グループでは、信用リスク特性に基づき債権等を区分して損失評価引当金を算定しています。営業債権及びその他の債権については、常に全期間の予想信用損失と同額で損失評価引当金を測定しています。

連結計算書類に表示されている金融資産の減損後の帳簿価額は、関連する担保又はその他の信用補完を考慮に入れない、当社グループの金融資産の信用リスクに対するエクスポージャーの最大値です。なお、信用リスクに関するエクスポージャーに関し、関連する担保及びその他に信用補完するものではありません。

## ②流動性リスク管理

流動性リスクは、当社グループが期限の到来した金融負債の返済義務を履行するにあたり、支払期日にその支払いを実行できなくなるリスクです。

当社グループは、適切な返済資金を準備するとともに、金融機関より随時利用可能な信用枠を確保し、継続的にキャッシュ・フローの計画と実績をモニタリングすることで流動性リスクを管理しています。

## ③市場リスク（金利リスク）管理

当社グループは、事業活動の中で様々な金利変動リスクに晒されており、特に、金利の変動は借入コストに大きく影響します。

当社グループは資金調達の際に、借入額及び借入の諸条件について、契約締結時及び将来の経済状況を十分に考慮しており、更に契約締結後もその有効性を継続的に検証することにより金利リスクを管理しています。

## (2) 金融商品の公正価値等に関する事項

公正価値で測定される金融商品について、測定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じた公正価値測定額を、レベル1からレベル3まで分類しています。

レベル1：活発な市場における同一の資産又は負債の市場価格（無調整）

レベル2：レベル1以外の、観察可能な価格を直接又は間接的に使用して算出された公正価値

レベル3：観察不能なインプットを含む評価技法から算出された公正価値

### ①公正価値の算定方法

金融商品の公正価値の算定方法は以下のとおりです。なお、経常的に公正価値で測定する金融資産又は金融負債は保有していません。

(i) 現金及び現金同等物、営業債権及びその他の債権、営業債務及びその他の債務

短期間で決済されるため、公正価値は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

## (ii) 1年以内返済予定の長期借入金、長期借入金

帳簿価額と公正価値がほぼ同額であるとみなされる変動金利付債務及び1年以内返済予定の長期借入金を除く長期借入金については、同様の契約条項での市場金利を使用した将来キャッシュ・フローの現在価値を公正価値として、レベル2に分類しています。

## (iii) 差入保証金

敷金及び保証金の公正価値は帳簿価額に近似することから、当該帳簿価額によっています。

## ②償却原価で測定される金融商品

償却原価で測定される主な金融商品の帳簿価額と公正価値は以下のとおりです。なお、帳簿価額と公正価値がほぼ等しい金融商品は下表に含めていません。当連結会計年度においてレベル1、2及び3の間の重要な振替はありません。

当連結会計年度（2022年3月31日）

(単位：百万円)

	帳簿価額	公正価値			合計
		レベル1	レベル2	レベル3	
償却原価で測定する金融負債					
長期借入金	4,955	-	5,007	-	5,007

(注) 帳簿価額は借入時に生じたアレンジメントフィーを控除した金額です。

## ③評価技法とインプット

レベル2の公正価値測定に用いられる評価技法は主に割引キャッシュ・フロー法であり、重要なインプットは主に割引率です。

## 6. 収益認識に関する注記

### (1) 収益の分解

分解した収益の内訳は以下のとおりです。

(単位：百万円)

	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
NP後払い	14,662
NP掛け払い	2,275
atone	1,080
AFTEE	154
その他	51
合計	18,224

(注) 単一セグメントであるため、主要なサービス別の収益の内訳を記載しています。

当社グループは、信用リスク保証型のBNPL決済サービスを提供しています。BNPL (Buy Now Pay Later) 決済サービスは、購入者が当社グループの加盟店から商品を購入したのち、加盟店から債権を譲り受け、購入代金を立替払いし、当社グループが購入者に対して請求書発行を行うサービスです。当該事業は主に、NP後払い事業、NP掛け払い事業、atone事業、AFTEE事業から構成されており、主なサービスを以下の通り提供しています。NP後払い事業はECを対象にしたBtoC取引向けのBNPL決済サービス、NP掛け払い事業は企業間取引における少額債権を主対象としたBtoB取引向けのBNPL決済サービス、atoneはBtoC取引を対象としたスマートフォンを活用した会員登録制のBNPL決済サービス、AFTEEはatoneと同様のサービスを台湾で展開しています。

当社グループは決済ソリューション事業の単一セグメントであり、主要なサービスの当社の履行義務及び収益認識時点を以下のとおり認識しています。

### ①NP後払い

NP後払いは、当社グループの加盟店において、商品購入者に売買代金のBNPL決済サービスを提供することで、顧客である加盟店に対して販売機会を提供するものです。当社グループは商品売買代金に係る債権を加盟店から譲り受ける際に、債権額面に対し所定の手数料率を掛けて算出される取引手数料を加盟店から受領します。また、当社グループは、購入者に対して請求書を発行し、請求書発行手数料等を加盟店から受領します。当社グループの履行義務は、顧客である加盟店に対して販売機会を提供するとともに、購入者に請求書を発行することにあります。従って、都度発生する取引手数料及び請求書発行手数料については、それぞれ加盟店が販売した商品が購入者に着荷した時点及び請求書を発行した時点で当社の履行義務が充足され、売上収益を計上しています。

また、加盟店から毎月固定金額を受領する加盟料に係る当社グループの履行義務は、加盟店にNP後払いなどの当社サービスを契約期間内に継続して提供することです。月額固定で発生する加盟料については、顧客は均等に利用可能とするサービスから便益を受けると判断しているため、サービス提供期間に亘って売上収益を計上しています。

これらの収益は、顧客との契約に係る取引価額で測定しており、重要な変動性はありません。また、これらの収益に係る対価は主として1年以内に回収しており、重大な金融要素は含んでいません。また、顧客との契約以外の源泉から生じた収益の金額に重要性はありません。

### ②NP掛け払い

NP掛け払いは、企業間取引において、商品購入者に売買代金の掛払いサービスを提供することで、顧客である販売企業に対して販売機会を提供するものです。NP後払いと同様に、当社グループは企業間取引で生じた少額債権を対象として、譲渡された債権残高に手数料率を掛けて算出した取引手数料を受領します。また、当社グループは、購入企業に対して請求書を発行し、請求書発行手数料を販売企業から受領します。当社グループの履行義務は、顧客である加盟店に対して販売機会を提供するとともに、購入企業に請求書を発行することにあります。当社グループは商品販売後に債権を譲り受けませんが、当該譲受は当社グループが購入企業に対する請求書の発行を確定する日（売買取引、金額が確定する日）にされます。取引手数料及び請求書発行手数料はそれぞれ、当該請求書の発行確定日及び請求書を発行した時点で当社の履行義務が充足され、売上収益を計上しています。月額固定で発生する加盟料についてはNP後払いと同様です。また、取引価額の測定及び金融要素はNP後払いと同様です。

### ③atone

atoneは、当社グループの加盟店であるEC及び実店舗において、会員である商品購入者にキャッシュレスでの購入及び翌月のBNPL決済サービスを提供することで、顧客である加盟店に対して販売機会を提供するものです。会員である購入者がEC及び実店舗にてキャッシュレスで購入し、翌月にまとめて後払いとした債権が当社グループに譲渡される際に、債権額面に対し所定の手数料率

を掛けた取引手数料を加盟店から受領します。また、当社グループは、購入者に対して請求書を発行し請求書発行手数料を購入者から受領します。当社グループの履行義務は、顧客である加盟店に対して販売機会を提供するとともに、購入者に請求書を発行することにあります。当社グループの履行義務の充足時点、収益認識時点、取引価額の測定及び金融要素はNP後払いと同様です。

#### ④AFTEE

atoneと同様のサービスを台湾で展開したもので、取引手数料及び請求書発行手数料に係る履行義務の充足時点、収益認識時点、取引価額の測定及び金融要素についてはatoneと同様です。

### (2) 契約残高の変動

顧客との契約から生じた債権の内訳は以下のとおりです。

(単位：百万円)

	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
顧客との契約から生じた債権	
売掛金	17
未収入金	27,017
貸倒引当金	△5,015
合計	22,019

※未収入金の大部分につきましては、NP後払いの履行義務から生じたものです。

※各履行義務から生じた契約負債はありません。

### (3) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループは実務上の簡便法を適用し、当初の予想残存期間が1年を超える履行義務はないため、履行義務に関する情報の開示を省略しています。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。



#### (4) 契約コストから認識した資産

当社グループは、加盟店との契約を履行するために発生したコストのうち、他の基準の範囲に含まれない、契約又は企業が具体的に特定できると予想される契約に直接関連しており、将来において履行義務の充足に使用される企業の資源を創出するか又は増価するものであり、回収が見込まれるものは資産として認識しています。

当連結会計年度において契約コストから認識した資産（加盟店が当社システムを導入するにあたって生じたシステム開発費用の当社負担分）はそれぞれ41百万円、20百万円です。

契約コストから認識した資産の償却額は、当連結会計年度において、それぞれ47百万円、48百万円であり、前連結会計年度における減損損失の戻入額は3百万円です。なお、当連結会計年度において減損損失は生じていません。契約コストから認識した資産は連結財政状態計算書におきまして、その他の非流動資産に含まれています。当該資産は見積期間に応じた均等償却を行っています。また、当該資産の帳簿価額が、顧客との契約が継続すると見込まれる期間に渡り関連する収益の金額から、当該サービスの提供に直接関連する費用を差し引いた金額を超過しているかどうか判断を行っています。これらの見積り及び仮定は、前提とした状況が変化すれば、契約コストから認識した資産に関する減損損失を認識することにより、契約コストから認識した資産の金額に重要な影響を及ぼす可能性があるため、当社グループでは当該見積りは重要なものであると判断しています。

### 7. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり親会社所有者帰属持分	192円56銭
基本的1株当たり当期利益	2円62銭

(注) 当社は、2021年9月30日付で普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行っています。当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり親会社所有者帰属持分及び基本的1株当たり当期利益を算定しています。

### 8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

# 貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資 産 の 部)</b>		<b>(負 債 の 部)</b>	
<b>流 動 資 産</b>	<b>11,784</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>80</b>
現金及び預金	245	未払金	18
前払費用	3	未払法人税等	59
前渡金	2	預り金	2
未収入金	16	その他	0
短期貸付金	11,500	<b>負 債 合 計</b>	<b>80</b>
その他	16	<b>(純 資 産 の 部)</b>	
<b>固 定 資 産</b>	<b>4,851</b>	<b>株 主 資 本</b>	<b>16,553</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>4,851</b>	<b>資 本 金</b>	<b>4,095</b>
関係会社株式	4,825	<b>資 本 剰 余 金</b>	<b>13,014</b>
長期前払費用	0	資本準備金	6,981
繰延税金資産	26	その他資本剰余金	6,032
		<b>利 益 剰 余 金</b>	<b>△556</b>
		その他利益剰余金	△556
		繰越利益剰余金	△556
		<b>新 株 予 約 権</b>	<b>2</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>16,636</b>	<b>純 資 産 合 計</b>	<b>16,555</b>
		<b>負 債 純 資 産 合 計</b>	<b>16,636</b>

(注) 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。

# 損益計算書

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
営 業 収 益		
経 営 指 導 料	180	180
営 業 費 用		275
営 業 損 失		95
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	68	
雑 収 入	0	68
営 業 外 費 用		
上 場 準 備 費 用	301	
営 業 外 支 払 手 数 料	42	
そ の 他	0	343
経 常 損 失		371
特 別 利 益		
そ の 他	0	0
税 引 前 当 期 純 損 失		371
法 人 税 等	1	
法 人 税 等 調 整 額	△26	△25
当 期 純 損 失		345

(注) 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2022年5月26日

株式会社ネットプロテクションズホールディングス  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 向 井 誠  
指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 芝 山 喜 久

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ネットプロテクションズホールディングスの2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠して、株式会社ネットプロテクションズホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項につい

て報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2022年5月26日

株式会社ネットプロテクションズホールディングス  
取締役会 御中

### EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 向 井 誠
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 芝 山 喜 久

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ネットプロテクションズホールディングスの2021年4月1日から2022年3月31日までの第4期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。))について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。



#### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査等委員会の監査報告

### 監 査 報 告

当監査等委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第4期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、オンライン形式での情報交換等も活用しながら、会社の内部統制部署と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類及びその附属明細書並びに連結計算書類について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

##### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実

は認められません。

- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書並びに連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月27日

株式会社 ネットプロテクションズホールディングス  
監査等委員会

常勤監査等委員 三浦 俊一 ㊟

監査等委員 市川 雄介 ㊟

監査等委員 佐藤 有紀 ㊟

監査等委員三浦俊一、市川雄介、佐藤有紀は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役です。

以 上

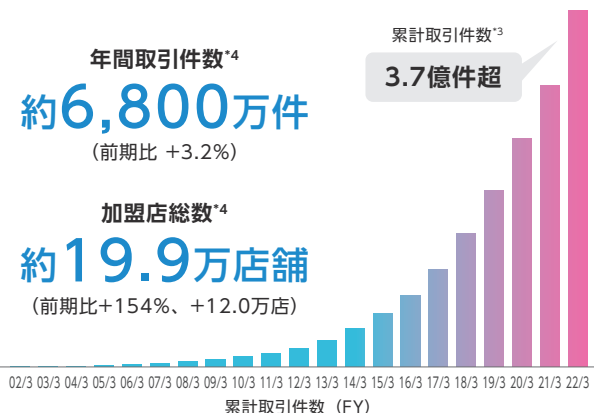
# ハイライト

当連結会計年度は、各サービスドメインが順調な成長を遂げ、全サービスにおけるGMVは過去最高の4,725億円（前期比+7.9%）\*1、売上総利益（non-GAAP）\*2は74億円（前期比+10.6%）を計上しました。翌連結会計年度は、持続的な成長モメンタムを確立する時期と位置付け、マーケティング投資の大幅強化、大手金融機関、地銀・信金、カート事業者等とのアライアンス拡大により加盟店リードを獲得し、それを確実に成約に結び付けるために組織面においてセールス&マーケティングの体制強化に必要な投資を行います。

## 年間取引件数、加盟店総数ともに成長

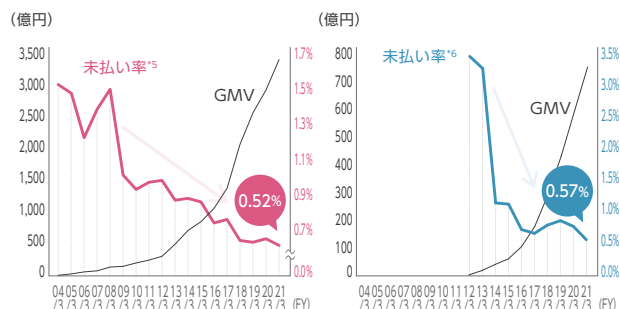
年間取引件数\*4  
約**6,800**万件  
(前期比 +3.2%)

加盟店総数\*4  
約**19.9**万店舗  
(前期比+154%、+12.0万店)



## 未払い率のコントロール

BtoCのNP後払いは前期末から0.13p改善の0.52%  
BtoBのNP掛け払いは前期末から0.21p改善の0.57%



## 成長戦略：GMV・売上高の成長を目指すための重点施策

### マーケティング強化

- ✓ BtoBは認知度向上による加盟店獲得
- ✓ 台湾事業は利用率向上による決済シェアの向上

### アライアンス

- ✓ 大手プラットフォーマーとの事業連携
- ✓ 地銀・信金連携による請求業務のDX化推進

### 共通インターフェース

- ✓ ショッピングカート連携によるNP後払い加盟店へのatone同時導入
- ✓ PSP（決済代行事業者）連携による新規EC店舗の導入加速

## 重要施策を実施するための体制強化

\*1 GMV：当社グループ決済サービスの流通取引総額 \*2 売上総利益：売上収益より、営業費用のうち貸倒関連費用及び請求にかかる費用（印刷代、収納代行費用、郵便料金）等を減じた額 \*3 NP後払い、atone、NP掛け払い、AFTEE等のサービス提供開始から2022年3月31日時点迄の各事業年度末日の累計取引件数 \*4 加盟店総数、年間取引件数はBtoC取引向けサービス及びBtoB取引向けサービスの22年3月期合計値 \*5 各期のNP後払いにおける取扱高のうち、18ヶ月を超えて未払いとなった取引額の割合（2021年3月期については、2022年3月末時点で未払いとなっている取引額の割合（貸倒処理前のものを含む）） \*6 各期のNP掛け払いにおける取扱高のうち、14ヶ月を超えて未払いとなった取引額の割合（2021年3月期については、2022年3月末時点で未払いとなっている取引額の割合（債権売却前および貸倒処理前のものを含む））

# 定時株主総会会場ご案内図

## 会場

〒102-0083

東京都千代田区麹町1丁目6番地4 住友不動産半蔵門駅前ビル2階

## アクセス

**A** 東京メトロ 半蔵門線 半蔵門駅3b出口直結

**B** 東京メトロ 有楽町線 麹町駅3番出口徒歩5分



- ・駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。
- ・お土産の配布はございません。何卒ご了承ください。